第3章

中野区地域福祉計画

1 計画策定の背景・目的

少子高齢化の進展や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、地域生活課題は複雑化・複合化しています。また、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー*、ひきこもり、生活困窮など、既存制度だけでは十分な対応が難しい課題が顕在化するとともに、単身高齢者や身寄りのない高齢者等の増加に伴い、判断能力の低下等による権利擁護支援の必要性も高まっています。

こうした中、2026年の社会福祉法等の一部を改正する法律では、身寄りのない高齢者等への支援の制度化や地域における権利擁護支援体制の強化が図られ、同年の民法等の一部を改正する法律では、成年後見制度の見直しにより、本人の意思や自己決定を尊重する仕組みへの転換が進められました。これらの制度改正を踏まえ、包括的な支援体制の充実と権利擁護支援の推進が、より一層求められています。

中野区では、重層的支援体制整備事業の推進のもと、相談支援、コミュニティソーシャルワーク*及びアウトリーチによる支援の充実を図るとともに、地域における支えあいや社会参加の促進に取り組んできました。しかし、制度の狭間の課題や複合的な課題への対応など、地域福祉を取り巻く課題は多様化しており、行政、関係機関及び関係団体等の多様な主体が連携・協働し、地域全体で支える仕組みを強化していく必要があります。

本計画は、一人ひとりの意思が尊重され、誰もが地域社会のなかでつながりや役割を持ち、支える側・支えられる側という関係を超えて互いに支えあいながら、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を基本理念とし、中野区基本計画における重点プロジェクトである「地域包括ケア体制の実現」を地域福祉の視点から推進する計画として策定するものです。

2 施策体系と個別施策

基本理念	基本目標	施策	施策の方向性
人間性の尊重と権利の保障 個人の意思と自己決定の尊重 自立生活の推進 区民参加、区民と区の協働による地域保健福祉の推進	1 誰もが安心して暮らせる地域共生のまちづくり	1 多様性を認め合う地域づくり	(1) 多様性を認め合う意識の醸成と本人意思の尊重
			(2) 安心して暮らせる生活環境の整備
		2 地域活動の促進と支えあいの基盤づくり	(1) 人と人とのつながりづくり
			(2) 多様な居場所と交流の場づくり
			(3) 地域活動への参加促進と担い手づくり
			(4) 災害時にも支えあえる地域づくり
	2 誰ひとり取り残さない包括支援体制づくり	3 包括的な相談支援体制の充実	(1) 断らない相談支援体制の充実
			(2) 多機関協働による支援体制の強化
	3 複雑化・複合化した課題を抱えた人への支援の充実	4 複雑化・複合化した課題への支援	(1) 制度の狭間にある課題への支援
			(2) 生活困窮者支援の推進
			(3) 再犯防止及び社会復帰に向けた伴走支援
			(4) 犯罪被害者等支援
			(5) 自殺対策の推進
		5 地域で安心して暮らし続けるための支援	(1) 地域生活を支える相談支援体制の充実
			(2) 社会参加と地域生活の継続を支える環境づくり
			(3) 適切な医療を受けられるための基盤整備
	4 権利擁護を基盤とした地域福祉の推進	6 地域における権利擁護支援・成年後見制度利用促進の充実	(1) 権利擁護、成年後見制度及び意思決定支援を理解するための普及啓発
			(2) 本人の意思を尊重し適切な支援につなぐ相談の充実
			(3) 地域における権利擁護支援・成年後見制度利用促進の充実

主な取組
①人権意識の啓発／②性的マイノリティに関する理解の促進／③互いの文化・習慣への理解の促進／④生命を大切にし、人権を尊重する教育の充実／⑤障害に対する理解促進と社会参画支援の充実／⑥認知症に関する正しい理解の普及啓発について
①ユニバーサルデザインの普及啓発／②外国人住民等が安心して暮らしていくための生活の支援／③認知症バリアフリーの推進／④バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
①地域の見守り・支えあいの推進／②人と地域をつなげる情報発信の充実／③介護予防に資する情報発信の強化
①乳幼児親子の居場所の充実／②子どもの遊び・体験の場の確保／③子どもの放課後等の居場所の確保／④中高生年代の子どもの居場所／⑤就労を通じたいきがいづくりの促進／⑥健幸づくり・交流機会の充実／⑦地域活動を通じた社会参加の促進／⑧認知症のある人やその家族・支援者の居場所づくり／⑨障害児者の居場所づくりの充実
①町会・自治会との協働による地域づくり／②地域活動を通じた社会参加の促進／③地域活動団体活性化支援
①災害時に支援を必要とする人への支援体制の充実／②地域の防災力向上
①地域包括ケア体制を促進する地域の相談拠点の充実／②子育て家庭の状況把握と相談支援／　③高齢者の相談支援体制の充実／④地域生活を支える相談支援の充実・強化／⑤生活困窮者のための自立相談支援事業
①地域ケア会議の実施／②アウトリーチチームの機能強化／③コミュニティソーシャルワーカーによる支援者支援／④地域づくりに向けた支援
①孤独・孤立対策の推進／②アウトリーチ等を通じた継続的支援／③伴走支援と地域での活動へのコーディネート／④ひきこもり支援／⑤若者の自立を支援する体制の充実
①生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進【再掲】／②適正な生活保護制度の運営による被保護者の自立促進／③被保護者への就労支援と就労した職場での定着支援
①再犯防止推進
①犯罪被害者等の支援の推進
①自殺を未然に防ぐ体制の整備
①高齢者の相談支援体制の充実【再掲】／②地域生活への移行に係る支援体制整備の拡充／③難病患者等への支援体制の整備／④在宅療養者への相談支援体制の整備
①関係機関と連携した一般就労への支援と定着／②就労機会の拡大、体験・訓練の場の創出／③認知症のある人やその家族・支援者の居場所づくり／④居住支援体制の推進
①地域での医療提供の充実／②保健所機能の強化
①権利擁護及び成年後見制度に関する普及啓発／②成年後見制度等及び意思決定支援の研修の実施
①成年後見制度等権利擁護支援の相談の充実／②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業／③高齢者及び障害者虐待防止に向けた体制整備／④児童虐待対応体制の強化
①成年後見制度の利用促進／②成年後見制度利用促進にかかる地域連携ネットワークの強化／③市民後見人の育成及び活動支援／④単身高齢者等を支える権利擁護支援の充実

SDGsのゴールとの関係

施策1　多様性を認め合う地域づくり



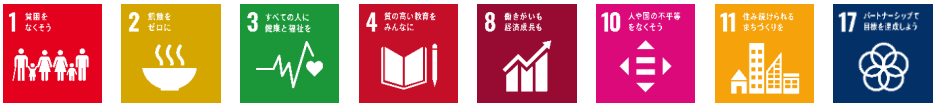
施策2　地域活動の促進と支えあいの基盤づくり



施策3　包括的な相談支援体制の充実



施策4　複雑化・複合化した課題への支援



施策5　地域で安心して暮らし続けるための支援



施策6　地域における権利擁護支援の推進と成年後見制度利用の促進



施策1　多様性を認め合う地域づくり

現状と課題

地域共生社会の実現に向けては、年齢、障害の有無、国籍、性別、性自認や性的指向、家族構成、生活背景等にかかわらず、誰もが地域社会の一員として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮しながら暮らし続けることができる地域づくりが求められています。一方で、多様性に対する理解不足や偏見、社会的孤立などの課題も見られます。生きづらさは個人の特性や能力のみに起因するものではなく、人と社会との関係性の中で生じるものです。そのため、支援を必要とする人を特別な存在として捉えるのではなく、誰もが支える側にも支えられる側にもなり得ることを共有し、互いを理解し認め合う意識を地域に根付かせていく必要があります。複雑化・複合化する課題を地域全体で受け止め、支え合うことのできる地域づくりを進めていくことが求められています。

また、支援にあたっては、課題の解決のみを目的とするのではなく、本人の意思を尊重し、本人を主体とした支援を進めることが重要です。

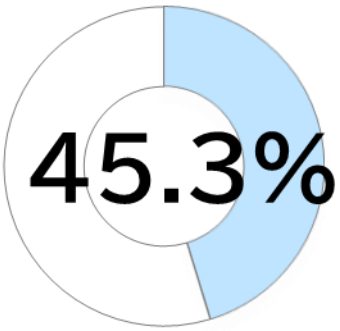
さらに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、バリアフリーやユニバーサルデザイン*の推進に加え、必要な情報や支援につながりやすい環境を整えることが重要です。

区内には、27,000人を超える外国人が暮らしており、2022年度より増加傾向にあります。国籍や民族などの異なる人々が、お互いの違いを認め合いながら対等な関係を築き、誰もが地域の一員として安心して暮らすことができる環境づくりが求められています。

区では、「中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」や「中野区子どもの権利に関する条例」に基づき、人権と多様性を尊重するまちづくりや子どもの権利の保障を推進するとともに、「中野区バリアフリー基本構想」及び「中野区ユニバーサルデザイン推進計画（第2次）」に基づき、誰もが移動しやすく利用しやすい生活環境の整備を進めています。

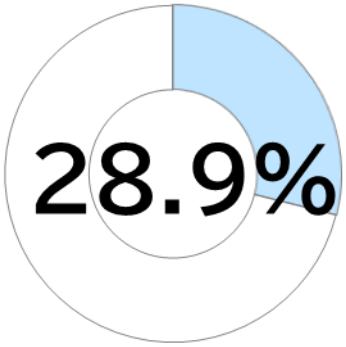
現状データ

国籍や文化、年齢、障害、性別などが異なる多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重される区民の割合



出典：中野区区民意識・実態調査

「心のバリアフリー」の認知度



出典：中野区区民意識・実態調査

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2031年度）
国籍や文化、年齢、障害、性別などが異なる多様な人々が暮らす中で、人権や多様性が尊重されていると感じる区民の割合	人権や多様性への理解促進の効果・実態を図るため	45.3%	57.2%

出典：中野区区民意識・実態調査

ユニバーサルデザインの理解度	ユニバーサルデザイン啓発の効果・実態を図るため	47.9%	55.2%

出典：中野区区民意識・実態調査

施策の方向性・主な取組

1　多様性を認め合う意識の醸成と本人意思の尊重

誰もが地域社会の一員として尊重される地域づくりを推進するため、区民一人ひとりが互いを理解し認め合い、あらゆる場面において個性や能力を発揮できるよう、人権意識の普及啓発をはじめ、認知症や障害、多文化共生などに対する理解促進等の取組を進めていきます。

一人ひとりが地域社会を構成する主体であるという認識のもと、それぞれの希望や価値観、選択が尊重され、本人の意思を踏まえた支援や意思決定支援について理解促進を図ります。

（1）人権意識の啓発　　企画課

「中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」に基づき、あらゆる人権侵害行為を無くすとともに、多様性を尊重し、認め合う機運を醸成するため、様々な機会を捉えた普及啓発に取り組みます。

（2）性的マイノリティに関する理解の促進　　企画課

区民や事業所に対し、多様な性に関する理解促進を図るため、普及啓発に向けた取組を推進するとともに、パートナーシップ宣誓制度に関する周知を実施します。また、当事者の困りごと等に対応するため、性的マイノリティに関する相談事業を実施します。

（3）互いの文化・習慣への理解の促進　　文化振興・多文化共生推進課

外国人と日本人が互いに認め合いながら暮らしていけるよう、互いの文化・習慣への理解の促進に取り組みます。

（4）生命を大切にし、人権を尊重する教育の充実　　指導室

発達の段階に応じた人権教育及び道徳教育を一層充実させ、多様性を認め合いながら共に生きていこうとする豊かな心の育成及び人間関係づくりを推進します。

（5）障害に対する理解促進と社会参画支援の充実　　障害福祉課

障害を理由とする差別解消のため、障害を理解する機会や、障害のある人とない人との交流の場を設けるなど、啓発事業に取り組みます。また、障害の状況に合わせた支援の充実やICT*の活用により、障害者の社会参画や生活の質向上を図ります。

（6）認知症に関する正しい理解の普及啓発について　地域包括ケア推進課

区民の認知症に関する正しい理解を深めるため、学童期から高齢期まで各世代を対象とした認知症サポーター養成講座の実施や、アルツハイマー月間におけるパネル展示、「中野区版 認知症あんしんガイド」の活用等を進めます。また、地域団体や事業者への普及啓発を強化するとともに、「認知症バリアフリー」の考え方の普及と意識啓発を進めます。さらに、認知症のある人の意見を踏まえた本人発信の機会の充実などを通じて、認知症になっても希望する生活を継続できる地域づくりを推進します。

2 安心して暮らせる生活環境の整備

誰もが安心して地域で暮らし、社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備を進めます。施設や道路、公園等のハード面の整備に加え、分かりやすい情報発信や情報アクセシビリティ*の向上などソフト面の取組を進めることで、多様な人々が利用しやすい環境づくりを推進します。また、誰もがその能力や個性を発揮しながら地域社会へ参加し活躍できる環境を整備し、地域共生社会の実現につなげます。

（1）ユニバーサルデザインの普及啓発　企画課

ユニバーサルデザインの考え方を地域に根付かせていくために、区民等に対する普及啓発イベント、人材養成事業等や区職員への研修などによって意識醸成や事業への活用を図ります。

（2）外国人住民等が安心して暮らしていくための生活の支援　文化振興・多文化共生推進課、区民サービス課ほか

多文化共生の推進に向け、外国人住民等が地域で安心して生活を営めるよう、相談機能の充実を図るほか、行政手続の多言語化や、やさしい日本語の普及を推進し、災害、医療、福祉及びごみの分別・排出などをはじめ様々な分野における生活環境の充実を図ります。

（3）認知症バリアフリーの推進　地域包括ケア推進課

認知症のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「認知症バリアフリー」の推進を図ります。ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境整備を進めるとともに、認知症のある人の声を踏まえながら、外出や地域活動をしやすいまちづくりを推進します。

（4）バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進　都市計画課、企画課

高齢者や障害者をはじめ、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現に向け、多くの人が利用する公共施設等について、「中野区バリアフリー基本構想」や「中野区ユニバーサルデザイン推進計画（第2次）」に基づいて整備を推進します。

施策2　地域活動の促進と支えあいの基盤づくり

現状と課題

少子高齢化や単身世帯の増加、人口移動の活発化、ライフスタイルの変化等に伴い、地域住民同士の交流機会が減少し、人と人とのつながりが希薄化しています。近年は、地域との関わりを持たないまま生活する人も増加しており、孤独・孤立が社会的な課題となっています。

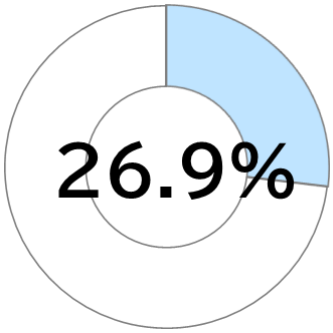
こうした中、困りごとを抱えていても必要な支援につながれないケースが見られることから、地域における見守りや支えあいの基盤となる、人と人とのつながりを形成していくことが求められています。あわせて、子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄ることのできる居場所や交流の場を充実させる必要があります。人とのつながりは、地域活動への参加に限らず、趣味などを通じた多様なコミュニティとの関わりも含めて捉え、一人ひとりが自分に合った形で社会とのつながりを持つことができる環境づくりをしていく必要があります。

さらに、地域活動の担い手の高齢化や担い手不足が進む中、地域の活動や支えあいの仕組を持続していくことが課題になっています。また、地震や台風、局地的集中豪雨などの自然災害リスクも高まっています。地域におけるつながりや支えあいは、日常的な見守りや助け合いだけでなく、災害時における避難支援や復旧・復興活動などを支える基盤でもあることから、地域基盤の強化が求められています。

また、2026年の社会福祉法の改正の趣旨を踏まえ、平時から災害時まで支援の連続性を確保し、防災部局等と連携した災害福祉支援体制の充実が求められています。

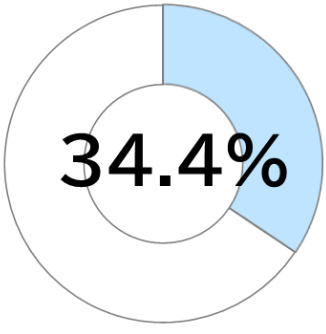
現状データ

見守り・支えあい活動をしている区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

（近隣同士の日常的な声かけなどの）見守り・支えあい活動をしていないが、これから活動してみたいと思う区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2031年度）
地域活動を行っている区民の割合	地域活動の担い手として活動している状況を図るため	23.3%	25.7%

出典：中野区資料

住民同士の交流の場があると感じている区民の割合	住民同士の交流の場の充実度を図るため	35.9%	40.8%

出典：健康福祉に関する意識調査

施策の方向性・主な取組

1　人と人とのつながりづくり

区民一人ひとりが身近な地域やさまざまなコミュニティと関わりを持つことができるよう、町会・自治会をはじめとした地域団体や関係機関等との連携を進めます。また、地域における見守りや支えあいの活動を推進し、誰もが孤独・孤立の状態に陥ることなく、必要な時に適切な支援や地域とつながることができる環境づくりを進めます。

（1）地域の見守り・支えあいの推進　　地域活動推進課、地域包括ケア推進課

町会・自治会や民生・児童委員をはじめとする地域の見守り・支えあいを担う団体・機関や、民間事業者・教育研究機関との連携協力関係を構築・強化し、見守り・支えあい活動のさらなる活性化を図ります。

（2）人と地域をつなげる情報発信の充実　　地域活動推進課

「地域型広報支援電子掲示板システム（ためまっぷなかの）」の活用等により、地域活動や交流の機会に関する効果的な情報発信を支援するとともに、区民が地域情報を知る機会の充実を図り、区民の社会参加促進と、人と人とのつながりづくりを進めます。

（3）介護予防に資する情報発信の強化　地域包括ケア推進課

介護予防事業や地域の居場所、相談窓口等の情報が高齢者本人だけでなく、介護者や介護を受ける前の世代の方へ届くよう、SNSの活用等を含め情報発信を強化します。

2　多様な居場所と交流の場づくり

誰もが気軽に立ち寄り、交流できる居場所の充実を図るとともに、多様な世代や立場の人が参加しやすい交流の場づくりを進めます。また、人々の交流や社会参加につながる機会の充実を図り、一人ひとりが自分に合った居場所やつながりを持つことができる環境づくりを進めます。

（1）乳幼児親子の居場所の充実　育成活動推進課

乳幼児親子向けの機能を強化した児童館を運営するとともに、地域的なバランスを考慮して、子育てひろばを配置します。子育てひろばを行う団体間の連携を図るための連絡会を開催し、質の向上のための研修等も実施します。

（2）子どもの遊び・体験の場の確保　育成活動推進課、子ども・教育政策課、公園課

児童館について、小学生、中高生年代及び乳幼児親子の居場所・遊び場機能を拡充し、福祉的課題への対応や地域連携の促進、子どもと子育て家庭のニーズを捉えた運営を行います。また、子どもが快適で自由に過ごせる公園づくりを進めるとともに、子どものやりたいことができる遊びを実現し、多様な交流や体験を得られる地域の居場所として、プレーパーク事業を推進します。

（3）子どもの放課後等の居場所の確保　育成活動推進課、学務課

放課後の児童の安全・安心な居場所を確保するため、学校校舎の改築等にあわせてキッズ・プラザ及び併設の学童クラブ整備を進め、放課後子ども教室事業の充実を図ります。また、今後の学童クラブの需要見込みを踏まえ、需要見込みのピークに対応した暫定的な定員拡充等の待機児童対策を進めるとともに学童クラブの質の向上に努めていきます。学校の施設を開放し、登校時間までの間、児童の見守りを行うことで、子どもたちに朝の居場所を提供するとともに、保護者の負担軽減を図ります。

（4）中高生年代の子どもの居場所　育成活動推進課、子ども・教育政策課

中高生年代の居場所に関するニーズを踏まえ、児童館における中高生年代向け機能を強化します。また中高生年代向けの拠点施設の整備に向けた検討を進め、区有施設等を活用した居場所事業を実施するとともに、既存区有施設における中高生年代の利用を促進します。

（5）就労を通じたいきがいづくりの促進　地域活動推進課

高齢者の居場所や活躍の場の提供、いきがいづくりに寄与するシルバー人材センターの取組と運営支援を行います。

（6）健幸づくり・交流機会の充実　地域活動推進課、地域包括ケア推進課

地域において多世代交流が図られ、健康でいきいきと生活していくため、地域活動や交流の機会が充実するよう、健幸プラザの利用促進を図るとともに、友愛クラブの活動支援を進めます。さらに、地域の居場所や活動の充実を図るため、生活支援コーディネーター*（SC）が中間支援組織（社会福祉協議会等）と連携し、活動と担い手をつなぐマッチング機能を強化していきます。

（7）地域活動を通じた社会参加の促進　地域活動推進課

これまでの社会経験を活かしつつ、地域での仲間づくりや社会活動に改めて参加するきっかけとなる取組を進めます。また、区民活動センターの運営委員会組織の運営力を高めるとともに、コーディネート力を有する区民活動センター職員を育成することで、区民活動センターが有する中間支援組織としての機能を強化していきます。

（8）認知症のある人やその家族・支援者の居場所づくり　地域包括ケア推進課

認知症のある人やその家族・支援者が孤立せず、相談や情報交換ができるよう、オレンジカフェ*などの通いの場や身近な地域拠点のあり方等を検討し、認知症のある人にもやさしいまちづくりを目指します。

（9）障害児者の居場所づくりの充実　障害福祉課

日中の通所系サービス利用後や学校の長期休暇期間中に、障害のある人や、障害や発達に課題のある子どもが、安心して過ごせる居場所づくり事業を実施し、交流や余暇活動の機会を提供します。利用者ニーズを踏まえるとともに、事業者が安定的にサービス提供できる環境整備に努めながら、サービスの充実・拡充を図ります。

3　地域活動への参加促進と担い手づくり

区民一人ひとりが地域社会の一員として、自らの関心や経験、能力を生かしながら地域活動や社会参加に取り組むことができる環境づくりを進めます。また、若者や現役世代を含む多様な人材が地域活動に参加しやすい機会の充実を図るとともに、町会・自治会をはじめとする地域団体や関係機関、事業者等との協働を通じて、新たな担い手の発掘・育成を進めます。さらに、地域活動を通じて人と人とのつながりや役割を持つことができるよう、多様な主体による支えあいと協働を促進し、持続可能な地域活動の基盤づくりにつなげます。

（1）町会・自治会との協働による地域づくり　地域活動推進課

地域課題の解決や地域での身近なつながりのため、町会・自治会との連携・協働による取組を進めます。また、町会・自治会の活動を維持、発展させていけるよう支援を行います。

（2）地域活動を通じた社会参加の促進【再掲】　地域活動推進課

これまでの社会経験を活かしつつ、地域での仲間づくりや社会活動に改めて参加するきっかけとなる取組を進めます。また、区民活動センターの運営委員会組織の運営力を高めるとともに、コーディネート力を有する区民活動センター職員を育成することで、区民活動センターが有する中間支援組織としての機能を強化していきます。

（3）地域活動団体活性化支援　地域活動推進課

なかの地域活動フェスティバルの開催等の団体支援を通じて、地域住民の公益活動への参加を促進し、行政・地域住民・NPO等の担い手がつながる機会を設定します。

4　災害時にも支えあえる地域づくり

平時から地域住民同士の交流や見守り、支えあいの取組を通じて顔の見える関係づくりを進めるとともに、地域におけるつながりを強化します。こうした日常的な関係性を基盤として、災害時においても互いに支えあい、助け合うことのできる地域づくりを推進します。

（1）災害時に支援を必要とする人への支援体制の充実　防災危機管理課、地域活動推進課

避難行動要支援者や外国人など、災害時に支援や配慮を必要とする人が安全かつ円滑に避難し、安心して避難生活を送ることができるよう、平時から地域や関係機関との連携を強化します。また、災害時個別避難計画の作成促進や迅速な安否確認体制の整備、防災DX*の推進、多様な情報伝達手段の確保、一時滞在施設の確保などを通じて、実効性の高い支援体制の充実を図ります。

（2）地域の防災力向上　防災危機管理課

区民が参加できる防災イベントや、外国人、障害者、若い世代の誰もが防災事業に参加できる環境づくり等を進め、地域で実施される訓練等の支援を行うことで、地域コミュニティの活性化を図るとともに集合住宅（アパート・マンション等）防災を推進し、区民や地域の防災意識の向上を図ります。

施策3　包括的な相談支援体制の充実

現状と課題

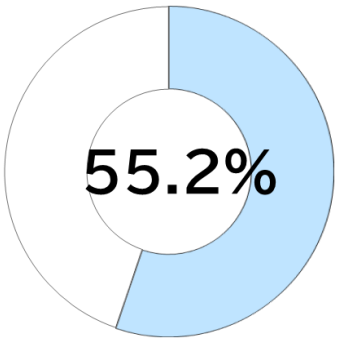
8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、生活困窮など、複雑化・複合化した地域生活課題が増加しており、今後も新たな課題が生じることが想定されます。こうした課題は一つの制度や分野のみでは対応が難しい場合も多く、本人や世帯全体の状況を包括的に把握しながら、必要な支援につなげていくことが求められています。

また、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するためには、制度や分野ごとの縦割りを超え、相談者に寄り添った包括的な相談支援体制を構築し、相談から支援まで切れ目なくつなぐ仕組みが求められています。さらに、行政、関係機関及び関係団体等が相互に連携し、それぞれの専門性を活かして支援を行う体制の強化も必要です。

区では、これまで、すこやか福祉センターを中心とした包括的な相談支援体制の整備や、関係機関・関係団体との連携による地域包括ケア体制の充実を進めるとともに、すこやか福祉センターや区民活動センターを拠点とした相談支援、多機関による支援体制の構築、地域ケア会議を活用した課題共有と支援の充実に取り組んできました。引き続き、複雑化・複合化する地域生活課題に対応できる包括的な支援体制の強化に取り組んでいきます。

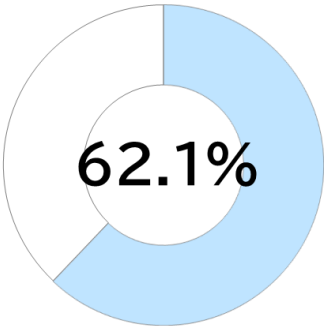
現状データ

アウトリーチチーム*が対応して適切に支援につなげた割合



出典：中野区資料

家族や友人、知人以外で何かあったときに相談する相手がいないと回答した区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2031年度）
アウトリーチチームが対応して適切な支援につなげた割合	アウトリーチ活動*による支援の成果を計るため	55.2%	85%

出典：中野区資料

地域包括支援センターでどのような相談ができるか知っている人の割合	地域に必要な相談窓口として、高齢者や地域における支援者の認知度を計るため	46.1%	55%

出典：健康福祉に関する意識調査

施策の方向性・主な取組

1 断らない相談支援体制の充実

属性や世代を問わず、生活上の困りごとや複合的な課題を抱える人からの相談を受け止め、一人ひとりの状況に応じた支援につなげる「断らない相談支援」を推進します。また、制度や分野の枠を超えて相談者に寄り添いながら課題を整理し、必要な支援を包括的に提供できる体制の充実を図ります。

さらに、区民が身近な地域で安心して相談できるよう、「すこやか福祉センター」や「区民活動センター」をはじめとした相談窓口の周知と利用しやすい環境づくりを進めます。

(1)地域包括ケア体制を促進する地域の相談拠点の充実　すこやか福祉センター

すこやか福祉センターは、子ども、妊産婦、高齢者、障害のある人など、誰もが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送ることができるよう、母子保健及び精神保健などの相談事業を実施しているほか、健康づくり・介護予防事業などを行います。さらに、総合的な支援を行う身近な相談窓口として、アウトリーチ活動を積極的に進め、区が取り組む切れ目のない地域包括ケア体制を推進します。また、すこやか福祉センターの新設を進め、地域住民にとって身近な相談支援体制を充実させます。

（2）子育て家庭の状況把握と相談支援　すこやか福祉センター、児童福祉課、育成活動推進課

妊娠から出産、子育てまでのトータルケアの推進や乳児家庭への訪問事業、乳幼児健康診査等により子育て家庭の状況把握を行うとともに、育児不安の早期解消を図ります。また、子ども・若者支援センター、すこやか福祉センター（こども家庭センター*）、基幹型児童館*（地域子育て相談機関）など関係機関の連携を強化し、継続的に支援を必要とする家庭の早期発見に努め、個別相談・支援を行います。そのほか、親子間の適切な関係性の構築のための子どもの発達状況に応じた支援を行います。

（3）地域包括支援センターの体制強化　地域包括ケア推進課

高齢者やその家族の多様化・複雑化する支援ニーズに丁寧に対応するとともに、圏域の広さや拠点配置の偏在により生じている利便性の地域差を解消するため、区民のアクセスのしやすさ及び高齢者人口のバランスを考慮して、地域包括支援センターの担当区域を見直します。あわせて、2027年度に新たな地域包括支援センターを開設し、9センター体制で運営します。また、多職種向けの研修等を通じて、家族介護者支援や困難ケースに対する対応力の向上を図ります。

業務負担の軽減とともにサービスの質を確保するため、2026年度に導入した共通システムの機能拡張を検討し、更なる業務改善に取り組みます。

（4）地域生活を支える相談支援の充実・強化　すこやか福祉センター、障害福祉課

障害者の総合相談や障害福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援を行い、適切なケースマネジメントを行います。また、相談支援体制の充実・強化に向け、障害者の身近な相談機関となるすこやか障害者相談支援事業所*、その他の相談支援機関との連携強化・バックアップ支援を行います。

（5）生活困窮者のための自立相談支援事業　生活援護課

生活困窮者の自立を支援するため、自立相談支援機関「中野くらしサポート」窓口において、経済的困窮のみならず、就労、住居、健康など複合的な課題に対する包括的な相談支援を実施することにより、切れ目のない支援体制を構築します。

2　多機関協働による支援体制の強化

今後も複雑化・複合化した地域課題に対応するため、行政、医療、介護、障害福祉、子ども・子育て、就労支援、居住支援等の関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かしながら支援できる体制を強化します。また、地域ケア会議を活用し、支援方針や地域課題を共有するとともに、支援の過程で得られた知見を地域へ還元することで、地域全体の支援力向上を図ります。

（1）地域ケア会議の実施　　地域包括ケア推進課

地域ケア会議は、区、区民、関係機関・団体がつどい、顔の見える関係を築きながら連携し、地域課題について話し合い、解決に向けた行動につなげるための会議体です。第1層の全区を対象とした地域包括ケア推進会議では地域課題の把握や政策提言、第2層のすこやか地域ケア会議では日常生活圏域におけるネットワーク形成や資源開発を行います。また、第3層を重層的支援会議・支援会議として位置づけ、複雑化・複合化した個別事例の支援方策を検討します。

（2）アウトリーチチームの機能強化　　地域活動推進課、地域包括ケア推進課

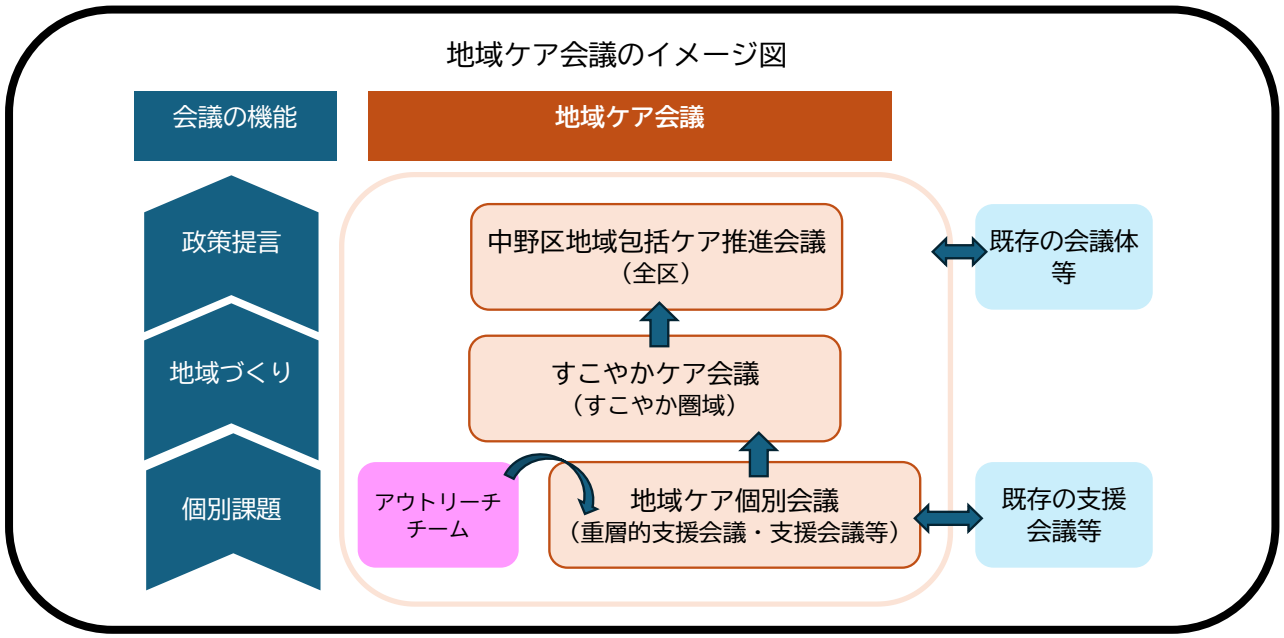
区のアウトリーチチームの機能強化に向け、アウトリーチの役割や対象を明確にするとともに、役割分担や対応基準、情報共有の仕組み、人材育成、訪問体制の整備等を進めます。あわせて、専門的助言や進行管理機能の充実を図り、支援の質の向上と多機関による連携強化を目指します。

（3）コミュニティソーシャルワーカー*による支援者支援　　地域包括ケア推進課

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、複雑化・複合化した課題を抱える事例に対し、関係機関の課題や支援状況を把握しながら、役割分担や支援の方向性を整理し、事例全体の調整を行います。また、専門性を生かした伴走支援を通じて、関係機関への助言や調整などの「支援者への支援」を担い、多機関協働による包括的な支援体制の構築を支えます。

（4）地域づくりに向けた支援　　地域包括ケア推進課、すこやか福祉センター

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と生活支援コーディネーター（SC）が住民や関係機関と協働し、居場所づくりや交流促進、ニーズ把握、ボランティア育成を通じて、住民や市民活動団体の主体的な活動を支援し、地域活動の活性化と社会的孤立の防止を図ります。



施策4　複雑化・複合化した課題への支援

現状と課題

支援を必要としていても自ら相談することが難しい人や、制度やサービスにつながっていない人、支援を求めない人や支援を拒否する人が存在しています。また、ひきこもり状態にある人や長期間社会との接点を失っている人など、地域や社会から孤立している人への対応が課題となっています。

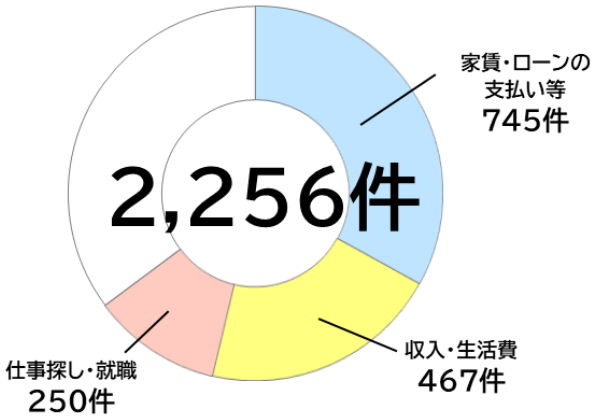
こうした中、相談支援によって課題が把握された後も、地域とのつながりや役割を持つ機会がなければ孤立状態が継続するおそれがあります。そのため、一人ひとりの希望や状況に応じて、地域活動や居場所等への参加につながる支援を充実し、地域とのつながりや社会参加の機会を創出する必要があります。

また、複雑化・複合化した課題を抱える人への支援には、本人との信頼関係を築きながら継続的に寄り添う伴走支援が必要となります。区では、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置や、アウトリーチチーム等による支援を充実させるとともに、重層的支援体制整備事業を通じて、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に推進します。

さらに、生活困窮者、自殺対策、再犯防止、犯罪被害者支援など、複合的な課題を有する人への支援についても、関係機関が連携しながら継続的に支援していく必要があります。

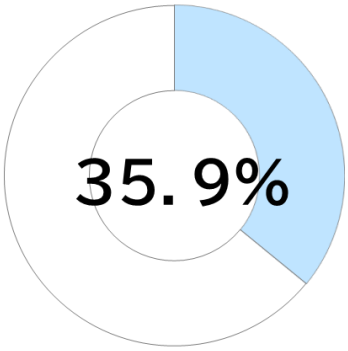
現状データ

2025年度における中野くらしサポートの相談件数



出典：中野区資料

犯罪被害者の相談窓口の認知度



出典：健康福祉に関する意識調査

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2031年度）
生活困窮者を対象とした就労支援を受け就労した割合	生活困窮者の自立促進に向けた実効性を計るため	65.1%	75%

出典：中野区資料

自殺死亡率（10万人対）	自殺対策の総合的な取組の成果を計るため	16.4%（2021年から2025年の5年平均）	13.3%

出典：中野区資料

施策の方向性・主な取組

既存の制度やサービスだけでは十分な対応が難しい課題や、支援制度の対象となりにくい課題に対し、重層的支援体制整備事業を推進し、制度や分野の枠を超えて関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。また、支援を必要としていても支援につながっていない人や、自ら相談することが難しい人に対し、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携やアウトリーチを通じて、支援を必要とする人を早期に把握し、必要な支援につなげます。

さらに、本人との信頼関係を大切にしながら、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）やアウトリーチチームが中心となって支援全体をコーディネートし、切れ目のない伴走支援を行います。あわせて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、地域資源とのマッチングや新たな受け皿づくりを進め、一人ひとりの状況に応じた社会参加や地域とのつながりづくりを促進し、孤立の解消につなげます。

（1）孤独・孤立対策の推進　　地域包括ケア推進課、すこやか福祉センター、地域活動推進課

すべての人がつながりを実感できる地域づくりを進めるため、地域団体、関係機関、民間事業者、教育研究機関等との連携を推進し、「NIC＋（ナカノ・インクルーシブ・ケア・パートナーシップ）協定」の創設や孤独・孤立対策プラットフォームの形成に向けた取組など、多様な主体が連携して地域課題に対応するための基盤整備を進めます。

（2）アウトリーチ等を通じた継続的支援

地域包括ケア推進課、すこやか福祉センター、地域活動推進課

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、相談につながりにくい方に対して訪問や声かけなどで接点を持ち、信頼関係を築きながら、必要な支援やサービスにつなげます。アウトリーチチームと情報共有するとともに、ケース会議を通じて協力し、切れ目のない支援体制を構築します。また、地域福祉にかかる情報を一元管理し、関係機関と安全に情報を共有しながら相互に活用できる仕組みを構築することで、アウトリーチ機能を強化します。

（3）伴走支援と地域での活動へのコーディネート

地域包括ケア推進課、すこやか福祉センター、地域活動推進課

社会とのつながりが希薄な方や地域活動への参加が難しい方に対し、交流や活動への参加を促進します。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は社会参加を望む人と地域資源をつなぎ、支援プランに基づく伴走支援と資源の活用・開発を通じて、参加の機会を広げます。

（4）ひきこもり支援

地域包括ケア推進課

ひきこもり状態にある方やその家族に対する支援について、相談窓口の設置、講演会の開催、家族会・居場所の運営支援等を実施するとともに、ひきこもりサポーターの養成、派遣等を行います。

（5）若者の自立を支援する体制の充実

子ども・若者支援課

社会生活上、困難を抱える若者が、社会的自立につながるよう、あらゆる関係機関が連携し総合的に若者を支えるため、連携強化を図ります。また、就労や社会参加へつなげるため、若者が主体となって活動できる安全・安心な居場所を充実します。さらに、若者が、地域共生社会の一員として生活することができるよう、地域との双方向性を持った関わりの場を創出します。

2　生活困窮者支援の推進

生活困窮状態にある人が安定した生活を送ることができるよう、状況に応じた包括的な相談支援や就労支援を推進します。また、経済的な課題に加え、就労、住まい、健康、家族関係など複合的な課題を抱える人に対しては、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行い、生活の安定と社会的自立を支援します。

（1）生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進【再掲】

生活援護課

生活に困窮し、生活保護に至るおそれのある方に対して、自立相談支援機関「中野くらしサポート」による生活上の困りごと相談や支援事業を活用した包括的な支援を実施します。

（2）適正な生活保護制度の運営による被保護者の自立促進　　生活援護課

被保護者に対して、一人ひとりの課題や生活状況に合わせた援助の方針を策定し、本人の理解を得ながら他法他施策の利用促進と必要な支援を行いつつ、自立支援プログラムを活用して、生活面での自立を図ります。

（3）被保護者への就労支援と就労した職場での定着支援　　生活援護課

被保護者に対して、中野就職サポート*や中野就労セミナー*を活用し、就労支援を図るとともに、就職した職場での定着支援を行うため、就労支援員やケースワーカー等による継続的な支援を実施します。

3　再犯防止及び社会復帰に向けた伴走支援

犯罪歴等がある人が孤立することなく地域で安定した生活を送ることができるよう、保護観察所や更生保護関係団体、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、就労や住まい、地域とのつながりづくりを支援します。また、一人ひとりの状況に寄り添いながら継続的な支援を行うとともに、再犯防止や更生保護に対する理解促進を図り、地域社会全体で社会復帰を支える環境づくりを進めます。

（1）再犯防止推進　　地域活動推進課

犯罪予防や非行を未然に防ぐ環境づくりを進めるとともに、犯罪をした人が社会復帰に向けた行動を促すことができるよう社会復帰に向けた伴走支援を行います。また、保護司による更生保護活動がしやすい環境の整備や再犯防止等の支援者・協力者間のネットワーク強化等、街ぐるみで犯罪・非行予防、再犯防止推進に取り組む体制をつくります。

4　犯罪被害者等支援

犯罪被害者やその家族等が再び平穏な生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら相談支援や生活支援を行うとともに、状況に応じた必要な支援へつなげます。また、犯罪被害者等が置かれている状況について理解促進を図り、地域の中で安心して暮らし続けられる環境づくりを進めます。

（1）犯罪被害者等の支援の推進　　福祉推進課

犯罪被害に遭い支援を必要とする被害者やその家族が、できるだけ早く穏やかな生活を取り戻し、安心して地域で暮らせるよう、必要に応じて関係機関とも連携して相談支援を行います。また、区民が犯罪被害者等の置かれる状況などについて理解を深められるよう講演会等を通じて普及啓発を進めます。

5　自殺対策の推進

誰もが必要なときに適切な支援につながることができるよう、自殺の未然防止に向けた普及啓発や相談支援の充実を図るとともに、関係機関との連携による支援体制を強化します。また、自殺の危険性を示すサインに気づき、必要な支援へつなげることができる地域づくりを進めることで、生きることを包括的に支える取組を推進します。

（1）自殺を未然に防ぐ体制の整備　　保健予防課

「第2期中野区自殺対策計画」に基づき、自殺の背景にある様々な要因に注目し、自殺に傾くことのないよう必要な支援につなげていくために、関係機関との連携、人材の育成を強化します。

施策5　地域で安心して暮らし続けるための支援

現状と課題

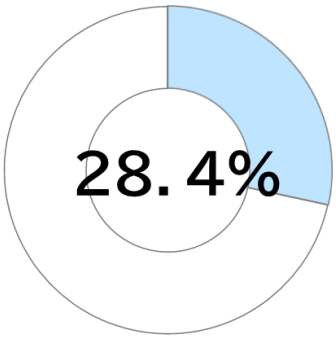
誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの状況や希望に応じて、必要な福祉・医療・介護等のサービスを適切に受けられる環境を整えることが重要です。高齢化の進展や世帯構成の変化、生活課題の複雑化・複合化により、支援ニーズは一層多様化しており、質の高いサービスを安定的に提供するための人材の確保・育成が課題となっています。

また、支援を必要とする人が地域とのつながりや役割を持ち、自らの希望に沿った生活を送るためには、本人の強みや可能性を生かした社会参加と、自立した地域生活を支える環境が必要です。一方で、心身の状況や生活環境等により、地域での活動への参加や住まいの確保などに困難を抱える人もいます。

さらに、支援を必要とする人が抱える課題は、保健・医療・福祉をはじめとする複数の分野にまたがることがあります。しかし、支援する機関やサービスが分野ごとに分かれているため、必要な支援が十分につながらない場合があります。誰もが身近な地域で必要な支援を受け、安心して暮らし続けられるよう、関係機関が連携し、地域生活を切れ目なく支える体制を充実させることが求められています。

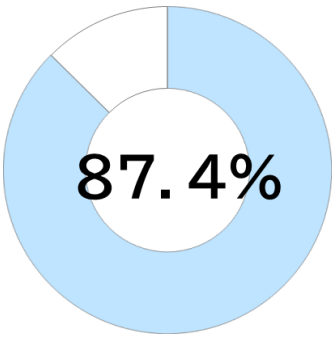
現状データ

障害や生活困窮、生活上の様々な課題や困りごとを抱えても、相談や支援が受けられる体制が整っていると思う区民の割合



出典：中野区区民意識・実態調査

地域での救急医療体制が整っていると思う区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2031年度）
介護や病気で療養が必要になっても、医療、介護サービスや地域の見守り等の環境が整っていると思う区民の割合	医療・介護など地域における支援体制の充実度や区民の安心感を把握するため	55.4%	71.5%

出典：健康福祉に関する意識調査

「長期療養が必要になった場合に可能な限り自宅や実家で過ごしたい」人の割合	自宅で安心して療養生活を送るための環境が整っているかの区民の実感を計るため	32.8%	40%

出典：健康福祉に関する意識調査

施策の方向性・主な取組

1　地域生活を支える相談支援体制の充実

高齢者、障害者、難病患者等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を推進します。また、地域生活への移行や定着を支援し、地域における自立した生活を支える体制づくりを進めます。

（1）地域包括支援センターの体制強化【再掲】　　地域包括ケア推進課

高齢者やその家族の多様化・複雑化する支援ニーズに丁寧に対応するとともに、圏域の広さや拠点配置の偏在により生じている利便性の地域差を解消するため、区民のアクセスのしやすさ及び高齢者人口のバランスを考慮して、地域包括支援センターの担当区域を見直します。あわせて、2027年度に新たな地域包括支援センターを開設し、9センター体制で運営します。また、多職種向けの研修等を通じて、家族介護者支援や困難ケースに対する対応力の向上を図ります。

業務負担の軽減とともにサービスの質を確保するため、2026年度に導入した共通システムの機能拡張を検討し、更なる業務改善に取り組みます。

（2）地域生活への移行に係る支援体制整備の拡充　　すこやか福祉センター、障害福祉課

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、相談支援事業者の確保や、地域生活への移行を支える体制づくりを進め、入所施設・精神科病院から地域生活への移行や継続のための支援を行います。

（3）難病患者等への支援体制の整備　すこやか福祉センター、地域包括ケア推進課

難病患者やその家族に対し療養上の相談や支援を行います。また、支援体制に対する課題を共有し、関係機関の連携強化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備についての協議を行います。

（4）在宅療養者への相談支援体制の整備　地域包括ケア推進課

退院後等、在宅での療養が必要となった場合に、病院と地域の関係機関が連携し、早期に必要なサービスが提供されるよう、区の相談窓口である在宅療養コーディネーター*（在宅療養相談窓口）や地域包括支援センターが、区民からの在宅療養に関する相談を受け付けるとともに、関係機関との調整を行い、在宅療養生活を支援します。

2　社会参加と地域生活の継続を支える環境づくり

誰もが地域社会とのつながりを持ちながら暮らし続けられるよう、就労支援や社会参加の機会の充実を図るとともに、認知症のある人や障害者等が地域で活躍できる環境づくりを進めます。また、認知症のある人やその家族を含め、誰もが孤立することなく地域で生活できるよう、交流や支えあいの場の充実を図ります。

（1）関係機関と連携した一般就労への支援と定着　障害福祉課

障害者が各々の希望に応じた働き方や働く場を選択でき、安心して働き続けられるよう、就労支援センターが中心となり、関係機関との連携を図りながら、就労及び定着・生活支援を行います。

（2）就労機会の拡大、体験・訓練の場の創出　障害福祉課

特別支援学校在学中から就労に対する支援を行い、卒業後における進路の選択肢を広げる取組を行います。また、職場体験実習を充実し、就労体験や訓練の場を提供します。

（3）認知症のある人やその家族・支援者の居場所づくり　地域包括ケア推進課

認知症のある人やその家族・支援者が孤立せず、相談や情報交換ができるよう、オレンジカフェなどの通いの場や身近な地域拠点のあり方等を検討し、認知症のある人にもやさしいまちづくりを目指します。

（4）居住支援体制の推進　住宅課

不動産事業者や居住支援法人*等の住宅部門と生活支援を担う福祉部門とが連携しながら、子育て世帯をはじめ低額所得者、高齢者、障害者など住宅確保要配慮者*の相談支援体制を推進するとともに、住み替えや見守り等の支援を推進することで、居住の安定を図ります。

3　適切な医療を受けられるための基盤整備

住まいの確保に課題を抱える人への居住支援を推進するとともに、医療・介護・福祉の連携を強化し、在宅療養や医療的ケア*が必要な人も地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。また、平時から関係機関との連携を強化し、地域における医療提供体制や健康危機管理体制の充実を図ります。

（1）地域での医療提供の充実　　保健企画課

地域の診療所と入院機能や高度医療を提供する病院等との連携を推進し、医療機能の分担と円滑な入院患者の受け入れを図り、区民が必要なときに、疾病や症状に応じて身近な地域で、継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。また、地域医療体制の充実を図るため、医師会等と連携した初期救急医療及び災害時救急医療の確保や医療機関相互のネットワーク構築などの支援をします。さらに、地域包括ケア体制の実現や新興・再興感染症などに、より的確に対処できるよう検討を行います。

（2）保健所機能の強化　　保健企画課、保健予防課、生活衛生課

健康危機対処計画に基づき、平時から地域における医療機関や関係団体等との連携を進めます。災害時や健康危機の発生時には、適切な医療が確保されるよう支援措置を図るなど、地域における健康危機管理体制を強化します。また、健康維持・増進、健康危機管理に関する意識を高めるため、リスクコミュニケーションの充実を図ります。

施策6　地域における権利擁護支援・成年後見制度利用促進の充実

現状と課題

認知症高齢者や判断能力が十分でない人を取り巻く課題が複雑化・複合化する中、区民一人ひとりの権利が守られ、本人の意思が尊重される地域社会を実現するためには、権利擁護支援の充実が重要です。

権利擁護支援や成年後見制度については、自分や家族の判断能力が不十分になった場合でも本人が希望する生活が送れるよう、制度等を十分に理解することが大切です。しかし、「制度が難しくわかりにくい」「自分ごととして捉えにくい」といった課題があることから、活用事例などをわかりやすく伝えるとともに、様々な機会を活用しながら、幅広い世代に向けた普及啓発を進める必要があります。

制度等を必要とする人が適切な支援につながるためには、相談窓口の充実やアウトリーチ機能の強化を図るとともに、行政、関係機関及び関係団体等が連携し、本人の意思を尊重しながら伴走的に支援する体制を充実していくことが必要です。また、権利擁護支援においては、本人の意思、価値観を尊重し、本人が希望する暮らしを支える視点が重要であり、福祉・医療・司法等の関係機関が連携し、意思決定支援を推進していくことが重要です。

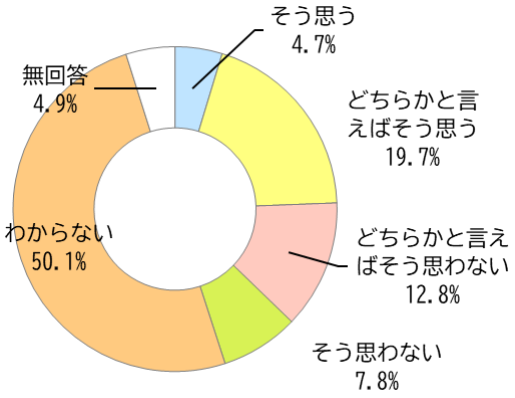
成年後見制度は、民法改正により後見、保佐は補助へ一元化され、必要な範囲・期間で制度を利用できる仕組みに見直されます。制度内容の変更を踏まえ、区民や支援関係者への周知と円滑な利用支援施策の充実が課題となっています。

また、成年後見制度の利用にあたっては、中核機関を中心に、関係機関や専門職との連携を強化し、制度を必要とする人が適切かつ円滑に利用できるよう、相談支援の充実を図ることが重要です。あわせて、本人の意思を尊重し地域とのつながりを維持しながら安心して暮らし続けられるよう、制度利用後も見据えて切れ目のない支援体制の充実を進める必要があります。

頼ることができる身寄りがいない単身高齢者等や社会的孤立のリスクを抱える人の増加が見込まれる中、福祉サービスや制度の利用だけでなく、地域での見守りや居場所づくり、相談支援を一体的に進めることが重要です。相談しやすい環境を整えるとともに、多様な主体による連携体制の強化が求められています。

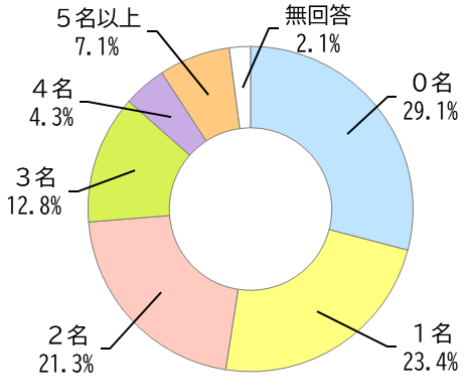
現状データ

障害や認知症の有無などにかかわらず、個々の特性や強みを生かし、自分らしく暮らせる環境が整っていると思う人の割合



出典：中野区区民意識・実態調査

成年後見制度が必要と思われるが使っていない人数



出典：高齢福祉・介護保険サービス意向調査
（ケアマネジャー*調査）

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2031年度）
障害や認知症の有無などにかかわらず、個々の特性や強みを生かし、自分らしく暮らせる環境が整っていると思う人の割合	権利擁護支援の成果として、目指すまちの姿になっているか計るため	24.4%	30.0%

出典：中野区区民意識・実態調査

成年後見制度という言葉やしくみを知っている人の割合	成年後見制度の認知度を計るため	31.7%	48.0%

出典：健康福祉に関する意識調査

施策の方向性・主な取組

1　権利擁護、成年後見制度及び意思決定支援を理解するための普及啓発

成年後見制度や権利擁護支援について制度の内容だけではなく、利用が想定される場面や具体的な活用事例などをわかりやすく伝えるとともに、様々な機会を活用しながら幅広い世代に向けた普及啓発を進めます。

また、相談支援に関わる支援者や職員が、本人の意思や価値観を尊重した意思決定支援を適切に行うことができるよう、研修や人材育成の充実を図ります。

(1)権利擁護及び成年後見制度に関する普及啓発　　福祉推進課、障害福祉課、すこやか福祉センター、成年後見支援センター

権利擁護や成年後見制度について正しく理解され、必要な時に適切に利用されるよう、利用する場面や活用事例なども用いながら、区報、SNS、講座やイベントなど、様々な機会や広報媒体を活用して、分かりやすく幅広い世代に普及啓発を図ります。

あわせて、成年後見制度の見直しを始めとする制度改正の動向について情報提供を行い、制度への理解促進と円滑な利用につなげます。

(2)成年後見制度等及び意思決定支援の研修の実施　　福祉推進課、障害福祉課、すこやか福祉センター、成年後見支援センター

本人の意思や価値観を適切に理解した支援を行うため、成年後見制度、権利擁護及び意思決定支援について理解を深める研修を支援者や職員等を対象に実施するとともに、関係機関等が実施する研修への積極的な参加を促進します。

また、民法改正による成年後見制度の見直しについては、その詳細について情報収集を行うとともに関係所管及び関係機関で情報共有及び研修等を行い、適切な支援が行えるよう体制を整備します。

2　本人の意思を尊重し適切な支援につなぐ相談の充実

制度を必要とする人が適切な支援につながるよう、相談窓口の周知に努めるとともに、相談内容が複数の窓口に関連する場合でも相談者をたらい回しすることなく、必要な支援に確実につなぐ仕組みを構築します。また、自ら相談することが難しい人や、支援が必要な状況でも支援を求めない人などのため、アウトリーチ機能の強化を図るとともに、行政、関係機関及び関係団体等が連携し、本人の意思を尊重しながら伴走的な支援を行う体制の充実を進めます。

さらに、高齢者虐待や障害者虐待への迅速かつ適切な対応を行うとともに、関係機関との連携強化や普及啓発等を通じて虐待の未然防止につとめる体制を整備します。

（1）成年後見制度等権利擁護支援の相談の充実

福祉推進課、障害福祉課、すこやか福祉センター、成年後見支援センター

判断能力が低下した高齢者や障害者等の権利擁護を図り地域で安心して生活できるよう、どの場面においても丁寧に本人の意思決定支援を行いながら相談に対応するとともに、成年後見制度申立て書類の記入例やチェックリスト等を整備し、円滑に制度利用につなげることができる申立て支援体制の充実を図ります。

（2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

地域包括ケア推進課、すこやか福祉センター、地域活動推進課

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、相談につながりにくい方に対して訪問や声かけなどで接点を持ち、信頼関係を築きながら、必要な支援やサービスにつなげます。

また、アウトリーチチームと情報を共有するとともに、権利擁護支援が必要なケースについては、成年後見支援センターをはじめとした関係機関、関係部署と連携を図りながら、適切な支援につなげていきます。

（3）高齢者及び障害者虐待防止に向けた体制整備

福祉推進課、障害福祉課、すこやか福祉センター

高齢者及び障害者の虐待対応を迅速かつ適切に行うため、地域包括支援センターや関係機関と虐待対応マニュアルを共有するとともに、中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会を通じて、高齢者・障害者虐待事例の検討を進めます。さらに、精神科医、弁護士等の専門職との連携も深め、継続して虐待対応に係る関係機関職員のスキルアップを図ります。

（4）児童虐待対応体制の強化

児童福祉課、子ども・若者支援課、子ども・教育政策課ほか

児童相談所を含む子ども・若者支援センターの専門性の高い相談支援・指導・措置を行う体制を安定的に運営します。一時保護所では子どもの権利が尊重され、安心して生活できる環境を維持・継続します。児童相談所が措置等を行った子どもが意見表明等を行えるよう、第三者がサポートする仕組みを運用します。また、要保護児童対策地域協議会を核とする連携体制を強化することにより、子ども・若者支援センター、すこやか福祉センター（こども家庭センター）、学校、保育園、幼稚園など関係機関が協力して迅速で適切な対応を行うほか、要支援児童や要保護児童等に対する関係機関の支援状況を相互に情報共有することで、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。

3　地域における権利擁護支援の推進と成年後見制度利用の促進

権利擁護支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における権利擁護支援の充実を図ります。また、成年後見制度の利用促進に向けて、中核機関を中心とした地域連携ネットワークの強化や市民後見人の育成・活動支援等を進め、本人の意思を尊重した切れ目のない権利擁護支援体制を推進します。

また、民法改正による成年後見制度の見直しについて、必要な支援を検討し体制整備を行います。

（1）成年後見制度の利用促進

福祉推進課、障害福祉課、すこやか福祉センター、成年後見支援センター

判断能力が低下した高齢者や障害者等の権利擁護を図り地域で安心して生活できるよう、相談及び申立て支援体制の充実を図るとともに、制度利用の費用負担が困難な人に対して助成を行い、必要な人が経済的な理由により制度利用を断念することがないよう支援します。

また、中核機関を中心に専門職と連携して専門的、多角的に支援方針や後見人等候補者について検討を行い、本人を取り巻く関係者がチームとして支援を行えるよう体制を整備するとともに、制度利用後の相談や後見人に対する支援を行います。さらに、民法改正による成年後見制度の見直しについては、制度を必要とする人が利用しやすく、また制度利用後も見据えた切れ目のない支援体制を検討し整備します。

（2）成年後見制度利用促進にかかる地域連携ネットワークの強化

福祉推進課、成年後見支援センター

中核機関を中心に、地域で成年後見制度の利用前から利用後まで切れ目のない支援を行うため、関係機関、関係団体、専門職、事業所、地域の関係者による地域連携ネットワークの充実を図ります。また、権利擁護支援に関する地域課題の共有、解決に向けた意見交換、情報交換等を行う関係機関の連携を強化します。

（3）市民後見人の育成及び活動支援

成年後見支援センター

地域の権利擁護推進の担い手である市民後見人を育成するとともに、受任後の相談支援や研修等を実施し、継続的な活動を支援します。また、市民後見人としてだけではなく、地域で活躍の場を広げられるよう支援します。

（4）単身高齢者等を支える権利擁護支援の充実

福祉推進課

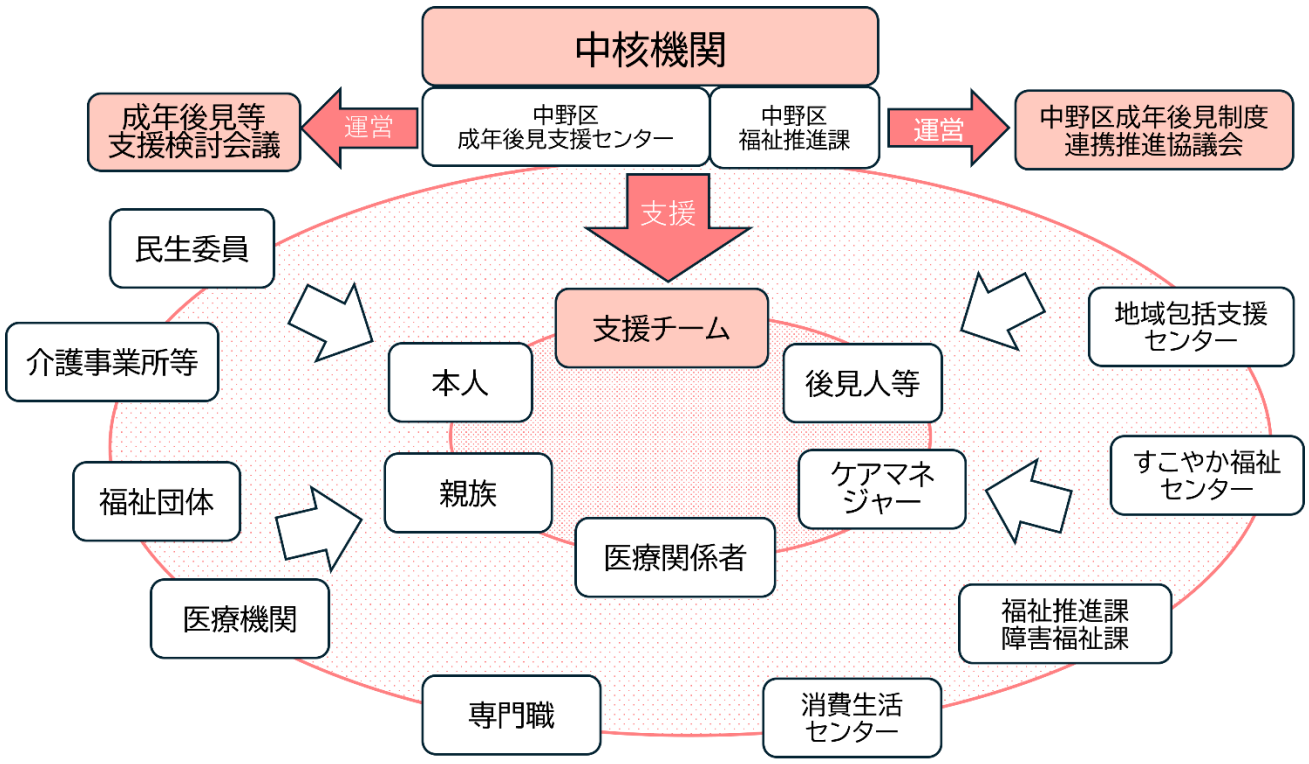
身寄りがいない高齢者等が抱える不安を軽減し、自らの意思に基づいた生活を継続できるよう、終活に関する相談体制の充実やエンディングノートの活用促進など、将来へ備えるための支援を進めます。

また社会福祉法改正により、日常生活支援や入院・入所時の手続支援、死後事務委任等を行う事業の制度化や相談体制の整備が進められることを踏まえ、関係機関との連携を強化し、本人の意思を尊重した権利擁護支援の充実を図ります。

中野区の権利擁護支援　地域連携ネットワーク

本人の気持ちや希望を大切にしながら、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、福祉・医療・法律などの関係者が連携して支える仕組みです。

中核機関	相談対応や成年後見制度の利用促進、成年後見人等への支援、市民後見人の育成、関係機関の連携促進などの支援を地域で進めるために設置した機関で、区と中野区成年後見支援センターが中心となり、取り組みます。
成年後見制度 連携推進協議会	法律・福祉の専門職や関係機関、地域団体などが連携し、地域における権利擁護に関する課題や情報を共有するとともに、支援体制の充実や地域連携ネットワークの強化に向けた協議を行います。
成年後見等 支援検討会議	支援が必要な方について、本人の意思や希望に基づいた支援方針を専門職や関係機関が協議するとともに、状況に応じた適切な成年後見人等の候補者を検討します。
本人を支えるチーム	親族や成年後見人等、福祉・医療関係者などがチームとして連携し、本人の意思や希望を尊重しながら、日常生活を支える体制です。



成年後見制度見直しのポイント

～本人の状況や希望に合わせて、より柔軟に利用できる制度へ

1. 必要な支援だけを利用できる
2. 本人にあった支援方法を選べる
3. 必要がなくなれば利用を終了することができる
4. 本人の意思がより尊重される
5. 必要に応じて支援する人を交代できる

制度利用の適切な支援が行えるよう体制を整備します